

参考-1. 農薬の飛散（ドリフト）防止対策

(1) ドリフトとは

粉剤や液体状の農薬を作物に散布する際、対象作物以外に飛散すること。

(2) ドリフト防止対策の重要性

住宅地や住宅地に隣接する土地において農薬を使用する時は、農薬の飛散を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならないとされている（注1）。

また、食品衛生法の改正により、平成18年5月29日から食品に残留する農薬に対し「ポジティブリスト制度」が導入された。本制度では、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、適用のない作物と農薬の組み合わせにおいては、場合によっては一律基準（0.01ppm）やそれに準じた厳しい基準が設定されている。厳しい基準が設定された農薬と作物の組み合わせでは、ドリフトにより農作物に付着した農薬が基準値を超えてしまう事態も想定され、今まで以上にドリフト防止対策を徹底する必要が生じている。

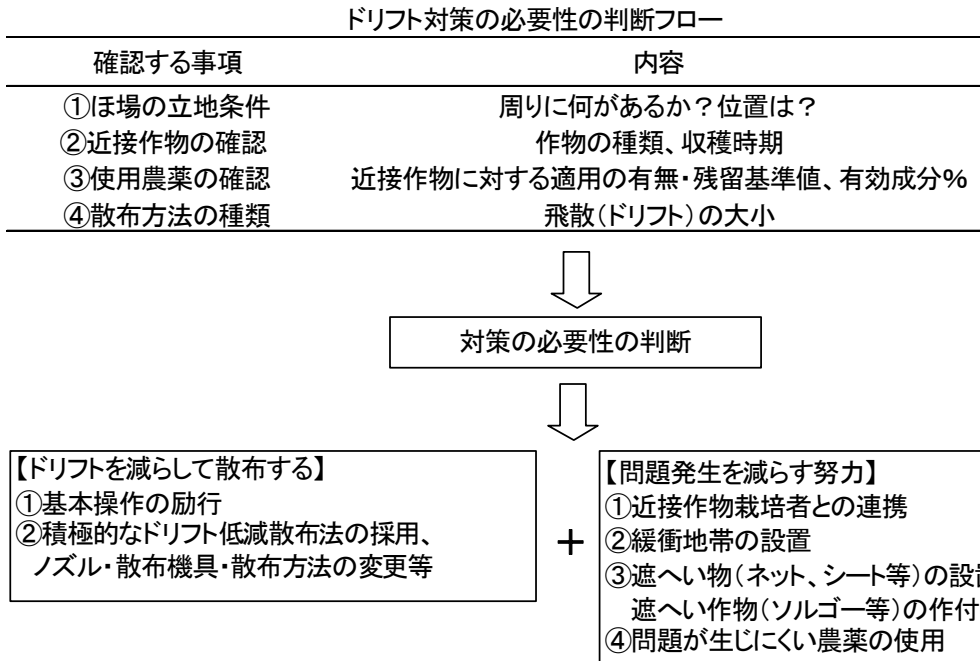
(3) ドリフトが起りやすい要因

ドリフトが起りやすい要因		
要因	ドリフトが起りやすい条件	備考
風速	強い	3m/秒以上ではかなり問題になる
噴霧粒径	小さい	0.1mm以下でドリフトしやすい
散布位置	散布対象作物から遠い	散布の位置が対象作物から遠いとドリフトは多い
散布の向き	上向き	果樹、樹木、草丈の高い作物などの防除
散布量	多い	散布量が多い方がドリフト量は多くなる
送風	強い	スピードスプレーヤの場合

(4) ドリフト対策の実際

ドリフトは散布時の風の状態によって大きく影響を受け、発生を完全に回避することは困難である。しかし、状況に応じてとりうる幾つかの対策を組み合わせることで十分な防止効果を得るよう心がける必要がある。

ア ドリフト対策の必要性の判断



イ ドリフト対策の具体策

1) 散布は、無風又は風が弱いときに行うとともに、風向きに注意する。

上昇気流の発生しやすい日中の散布を避け、早朝や夕方の風が少ない穏やかな時間帯に行う。

2) 散布は作物の近くから行き、散布の角度に注意する。不要なノズルは噴霧を止める。

①スピードスプレーヤ（SS）：散布したい樹体の方向に角度を調節し、不要なノズルは噴霧を止める。遮蔽板を取り付け、不要な方向の送風を遮断する。

②ブームスプレーヤ：作物の先端から40cm以上離れないようにブームの高さを調節する。

3) ほ場の端での散布は特に注意する。

ほ場の端部を散布する場合は、周囲から内側へ向かって散布する。

果樹園などでの端部の散布は、SSから手散布に切り替える。

4) 散布圧力は上げすぎない。

散布圧力は、1～1.5MPa(1MPa≒10kgf/cm²)あれば十分である。

高すぎる圧力は微細な噴霧粒子の発生が増加し、ドリフトしやすくなる。

また、ノズルや配管の摩耗も早まる。

5) 送風量は必要な範囲で可能な限り少なくする(SSの場合)。

6) ドリフト低減ノズルを利用する。

7) 十分な緩衝地帯を設定したり、ほ場の周囲にソルゴーなどの緑肥作物、マサキ、サンゴジュなどの緑化木を植栽する。

8) ほ場の周囲に遮へいシートやネットを設置する。

設置方式には、①常設方式、②カーテン方式、③滑車利用吊り上げ方式、④クルクル巻き取り方式などがある。

9) 散布量・散布回数の低減をはかる。

①耕種的・物理的防除法などの対策を行うとともに、病害虫の発生生態を把握し、散布適期を逃がさないようにする。

②防除のポイントとなる時期に効果の高い薬剤や持続性の高い薬剤を散布し、効率的な防除に努める。

③作物の生育に応じ、必要量以上の農薬を散布しない（葉面が濡れたらそれ以上散布しない）ようにする。

10) 粒剤や性フェロモン剤などのドリフトが問題になりにくい農薬を効率的に利用する。

11) 近隣の栽培者と情報交換を図り連携を密にする。

①近隣作物の収穫時期が近づいてきた場合は特に注意して散布の計画を行う。

②可能であれば近隣農作物にも適用のある農薬を選択する。

・近接圃場での栽培者同士は、農薬使用の有無にかかわらず、相互にコミュニケーションを図ることが重要である。

12) その他の農薬使用上の注意点

①農薬の使用後は、防除器具のタンクやホースなどの洗浄を十分に行う。

②農薬の付着した手で作物を扱わないなど基本事項を守る。

③後作物への影響を防止するために、育苗箱、ペーパーポット等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないように慎重に防除を実施する。

④水田において農薬を使用するときは、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を確認するとともに、止水期間を1週間程度とする。

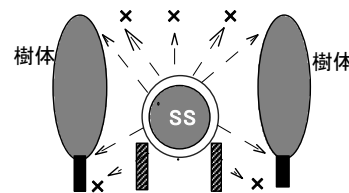
(注1) 住宅地や住宅地に隣接する土地における農薬使用に際しては、飛散しない農薬を活用する（誘引、塗布、樹幹注入や粒剤など）、農薬の飛散防止に最大限の配慮をする、事前に十分な周知を行う等、十分な配慮が必要である。

詳しくは、農林水産省Webサイト「住宅地等における農薬使用について」を参照する。

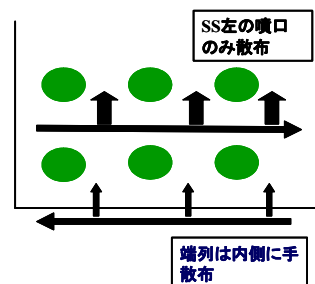
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/

リーフレット「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/pdf/ri_huretto.pdf



不要なノズルの噴霧を止める



果樹園の端部の散布例